

港区放置自転車対策業務委託
事業候補者募集要項

令和8年9月

港 区

目 次

I. 基本事項	…P. 1
1 本業務委託事業者の決定方法について	
2 プロポーザル方式の定義	
3 契約事務における位置づけ	
4 採用基準	
5 用語の定義	
II. 業務の概要	…P. 2
1 業務の目的	
2 業務内容	
3 履行期間	
4 随意契約期間	
5 事業規模	
6 過去3年間の予算額及び決算額	
7 放置自転車等警告・撤去等件数（過去3年間）	
8 自転車等駅前乗入台数（令和8年5月調査）	
9 関係法令の遵守	
10 区が定める指針等の遵守	
III. 参加資格条件及び申込み受付	…P. 7
1 参加資格	
2 選考スケジュール	
3 配布書類等	
4 募集要項説明会	
5 質問受付・回答	
6 企画提案書等の提出	
IV. 事業候補者の選考・選定	…P. 12
1 事業候補者の選考	
2 審査結果の通知	
V. 契約締結後の手続き	…P. 13
1 業務の引継ぎ	
2 選考結果の公表について	
3 開示請求	
VI. 問合せ先	…P. 13

I 基本事項

1 業務委託事業者の決定方法について

この業務委託は、公募型プロポーザル方式により事業者を決定します。

2 プロポーザル方式の定義

プロポーザル方式とは、契約の発注に当たって複数の候補者から対象業務に対する構想（発想）、実施方法、取組体制等について提案を求め、必要に応じてヒアリング等を行い、審査の上当該対象業務に最適な事業者を選定する方式です。

プロポーザル方式は、単に設計やデザインの比較をし、区が提示する仕様に対する提案内容の優劣を判定するものではなく、その事業者の資質や課題解決能力等を評価し、事業実施に当たり区が直面している課題を解決できる事業者と契約するための選定手法をいいます。

3 契約事務における位置づけ

プロポーザル方式は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方選定の手法です。このため、プロポーザル方式により事業者を決定した場合には、港区業者選定委員会の審議を経て特命随意契約を行います。

4 採用基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約」のうち、区民の安全安心の確保を目的とし、適正な履行を確保するために専門的な知識、資格、技術、体制等を特に要する業務委託等契約に該当するため、プロポーザル方式を採用します。

5 用語の定義

この募集要項において掲げる用語の定義は、「港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」（以下「条例」という。）第2条に定めるとおりになります。

Ⅱ 業務の概要

1 業務の目的

区では、自転車等駐車場の整備とともに周辺地域を自転車等放置禁止区域に指定し、警告・撤去活動を実施する等の放置自転車対策を進めています。

この業務は、条例第1条の目的を達するため、区民の安全で快適な生活環境を確保するとともに、自転車利用者のマナー啓発と駅周辺の放置自転車の減少を目的としています。

2 業務の内容

区内全域において各業務の連携を図り、効率よく業務を遂行することとします。さらに、区立自転車等駐車場指定管理者及び暫定自転車等駐車場の管理運営者と連携を深め、効果的な放置自転車等対策を円滑に行うこととします。

受注者が行う業務は下記のとおりです。詳細は別紙2標準仕様書を参照してください。なお、令和8年度まで区が所有していた放置自転車管理システム（富士通 Japan 社製）は、運用を廃止しています。本システムに関する業務も下記業務の範囲内となりますので留意してください。

- (1) 放置自転車対策業務
- (2) 自転車等一時保管所管理等業務
- (3) 撤去自転車等情報管理業務
- (4) 放置自転車等コールセンター業務
- (5) 撤去自転車等履歴管理業務
- (6) 自転車等駅前乗入台数調査業務

3 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4 随意契約期間

プロポーザル選定による事業者との引き続きの契約（随意契約期間）は、4回まで可（初年度を含めて5年間）となります。毎年度、当該事業者を契約の相手方として推薦し、業者選定委員会に付議することとなります。

5 事業規模 年間477,000千円程度（税込）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、随意契約期間における事業の規模を示すものであることに留意してください。業務委託に要する費用は、令和9年度予算として成立した額の範囲での契約となります。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は失格とします。

6 過去3年間の予算額または決算額

年度	決算（予算）額
令和6年度決算額	352,101 千円
令和7年度決算額	370,439 千円
令和8年度予算額	416,208 千円

7 放置自転車等警告・撤去等件数（過去3年間）

年度	警告	撤去	返還	処分	相談
令和5年度	248,456 台	6,808 台	4,923 台	1,885 台	3,076 件
令和6年度	270,134 台	6,597 台	4,789 台	1,808 台	3,490 件
令和7年度	310,159 台	7,592 台	5,836 台	1,756 台	3,913 件

8 自転車等駅前乗入台数（令和8年5月調査）

令和8年度 自転車等駅前乗入台数調査（放置・置場）										2026年5月		
	駅名	路線名	放置台数					駐車場・置場内台数				
			自転車	バイク			計	自転車	バイク			計
				一般原付	特定小型原付	自動二輪			一般原付	特定小型原付	自動二輪	
1	新橋	J R山手線・地下鉄銀座線・浅草線・ゆりかもめ	6	0	0	2	8	211	0	0	0	211
2	浜松町	J R山手線・東京モノレール	7	0	0	0	7	160	17	0	0	177
3	田町駅東口	J R山手線	11	0	0	1	12	526	24	0	0	550
4	田町駅西口・三田駅	J R山手線・地下鉄三田線・浅草線	34	4	1	0	39	191	0	0	0	191
5	品川駅港南口	J R山手線	1	1	0	1	3	749	27	0	0	776
6	品川駅高輪口	J R山手線・京浜急行線	1	0	0	0	1	52	9	0	0	61
7	芝公園	地下鉄三田線	1	0	0	1	2	53	0	0	0	53
8	御成門	地下鉄三田線	9	0	0	1	10					
9	内幸町	地下鉄三田線	5	0	0	0	5					
10	大門	地下鉄浅草線・大江戸線	9	1	0	0	10					
11	泉岳寺	地下鉄浅草線	4	0	0	0	4					
12	高輪台	地下鉄浅草線	10	0	0	0	10					
13	神谷町	地下鉄日比谷線	4	1	0	0	5					
14	六本木	地下鉄日比谷線・大江戸線	27	0	0	1	28	137	0	0	0	137
15	広尾	地下鉄日比谷線・広尾駅	8	1	0	0	9	148	0	0	0	148
16	虎ノ門	地下鉄銀座線	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0
17	赤坂見附	地下鉄銀座線・丸ノ内線	6	0	0	0	6	65	6	0	43	114
18	青山一丁目	地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線	12	0	0	0	12	137	0	0	0	137
19	外苑前	地下鉄銀座線	113	2	0	0	115					
20	赤坂	地下鉄千代田線	13	1	0	0	14	28	2	0	1	31
21	乃木坂	地下鉄千代田線	27	0	0	0	27	81	0	0	0	81
22	表参道	地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線	41	0	0	0	41					
23	汐留	地下鉄大江戸線・ゆりかもめ	19	0	0	3	22					
24	芝浦ふ頭	ゆりかもめ	0	2	0	0	2	35	0	0	0	35
25	日の出	ゆりかもめ	8	1	0	4	13					
26	竹芝	ゆりかもめ	7	0	0	1	8					
27	お台場海浜公園	ゆりかもめ	0	0	0	0	0	50	5	0	0	55
28	台場	ゆりかもめ	3	0	0	6	9					
29	溜池山王	地下鉄銀座線・南北線	11	0	0	1	12					
30	麻布十番	地下鉄南北線・大江戸線	35	0	0	2	37	201	15	0	0	216
31	六本木一丁目	地下鉄南北線	39	2	0	1	42					
32	白金高輪	地下鉄南北線・三田線	18	0	0	3	21	245	0	0	0	245
33	白金台	地下鉄南北線・三田線	3	0	0	0	3	109	0	0	0	109
34	赤羽橋	地下鉄大江戸線	3	0	0	0	3	3	0	0	0	3
35	虎ノ門ヒルズ	地下鉄日比谷線	4	0	0	0	4					
36	高輪ゲートウェイ	J R山手線	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	合計		510	16	1	28	555	3,181	105	0	44	3,330

9 関係法令の遵守

下記の関係法令等を遵守してください。なお、随意契約期間において法令の改正等があった場合は、改正後の法令を遵守してください。

- (1) 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例
- (2) 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則
- (3) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (4) 自転車活用推進法
- (5) 道路法
- (6) 道路交通法
- (7) 地方自治法
- (8) 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- (9) 個人情報保護に関する法律
- (10) 港区情報公開条例及び施行規則
- (11) 港区環境基本条例
- (12) 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- (13) 港区有施設の安全管理に関する要綱
- (14) 港区防災対策基本条例
- (15) 港区暴力団排除条例
- (16) 障害者の雇用の促進等に関する法律
- (17) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (18) その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

10 区が定める指針等の遵守

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。なお、随意契約期間において指針の改正、新設等があった場合は、改正、新設後の指針を遵守してください。

- (1) 港区総合交通計画
- (2) 港区自転車通行空間整備計画
- (3) 港区自転車交通環境整備計画
- (4) 第12次港区交通安全計画
- (5) 港区バリアフリー基本構想
- (6) 今後の暫定自転車等駐車場の整備方針
- (7) 港区情報安全対策指針
- (8) 港区環境マネジメントシステムハンドブック
- (9) 港区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- (10) 港区行政情報多言語化ガイドライン
- (11) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- (12) 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- (13) 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- (14) 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱

- (1 5) 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱
- (1 6) 港区会計事務規則
- (1 7) 港区公金等の保管に関する取扱基準
- (1 8) その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる指針等

Ⅲ. 参加資格条件及び申込み受付

1 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者としします。各要件は、参加表明書提出日を基準日としします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加対象とはなりません。なお、共同による申し込みの場合は、【様式 2、3】共同事業体構成書及び共同事業体協定書兼委任状を提出してください。
- (7) 放置自転車対策業務に熱意を持ち、各業務を有機的に連携させ、その効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が図ることができる者。
- (8) 履行期間中、業務の履行を安定して行う物的能力、人的能力を有している者。
- (9) 放置自転車対策業務、及びこれらに類する業務を行なった実績がある者。

※ (6) の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します。（【添付資料】港区放置自転車対策業務委託事業候補者選考基準を参照してください。）

2 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和8年9月18日（金）から 令和8年10月15日（木）まで
募集要項に対する質問受付期限	令和8年10月1日（木）午前10時まで
質問回答	令和8年10月6日（火）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和8年10月15日（木）午後2時まで
第一次選考（書類審査）結果通知	令和8年11月5日（木）
第二次選考（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年11月18日（水）
第二次選考結果通知	令和8年11月20日（金）
契約手続き	令和9年3月以降
業務委託開始	令和9年4月1日（金）

3 配布書類等

- （１）配布期間 令和8年9月18日（金）から
 令和8年10月15日（木）まで

- （２）配布場所
港区ポータルサイトからダウンロードしてください。
<http://www.city.minato.tokyo.jp/>
（ホーム > 区政情報 > 入札・契約 > プロポーザル）

（３）配布書類

ア プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙１】事業候補者選考基準
- ③ 【別紙２】標準仕様書
- ④ 【別紙３】質問書
- ⑤ 【別紙４】プロポーザル参加辞退届

イ 提出資料関係

- ① 【様式１】参加表明書
- ② 【様式２】共同事業体構成書
- ③ 【様式３】共同事業体協定書兼委任状
- ④ 【様式４】事業者概要及び類似事業業務実績
- ⑤ 【様式５】業務従事予定者の経歴及び専任性

- ⑥ 【様式 6 ～ 1 0】企画提案書
- ⑦ 【様式 1 1】受託経費見積書

4 質問受付・回答

(1) 受付期限 令和 8 年 10 月 1 日（木）午前 10 時まで

(2) 受付方法

【別紙 4】質問書に必要事項記入の上、下記提出先あて送信してください。（送信未達を防ぐため、事前に電話による連絡をお願いします。）なお、これ以外での方法、または期間を過ぎたものは受け付けません。

(3) 提出先 港区麻布地区総合支所まちづくり課

電話：5 1 1 4－8 8 1 5

M a i l : minatoll5@city.minato.tokyo.jp

(4) 回答方法

令和 8 年 10 月 6 日（火）を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送信し、港区ホームページで公開します。なお、回答の際、質問者は公表しません。回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期間 令和 8 年 10 月 1 日（木）から

令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 2 時まで

(2) 提出場所 港区麻布地区総合支所まちづくり課窓口

電話：5 1 1 4－8 8 1 5

(3) 留意事項

書類の確認を行いますので、提出に際しては事前に電話連絡の上、指定された日時に来庁してください。

(4) 提出書類

	名 称	部数	
		正本	副本
①	物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写） ※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。	1	
②	【様式 1】参加表明書兼参加資格審査申請書	1	7
	※③～④は、共同事業体を結成し参加申請する場合に提出		
③	【様式 2】共同事業体構成書	1	
④	【様式 3】共同事業体協定書兼委任状	1	
⑤	登記簿謄本（3 か月以内に発行のもの）	1	

	※⑥～⑨は、該当となる場合のみ提出。【巻末】港区放置自転車対策業務委託事業候補者選考基準参照。	1	
⑥	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定通知（写）	1	
⑦	障害者雇用状況報告書（写）	1	
⑧	ISO14001、エコアクション 21、エコステージ(ステージ 2 以上)、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上)認知通知書（写）	1	
⑨	港区との災害時における協定の締結書（写）	1	
⑩	事業者概要及び業務実績【様式 4】	1	7
⑪	業務従事予定者の経歴及び専任性【様式 5】	1	7
⑫	企画提案書【様式 6 ～ 10】	1	7
⑬	受託経費見積書【様式 11】	1	7

(5) 提出書類作成に関する留意事項

ア 書類は、A4 判で作成し、文字サイズは原則として 11 ポイント以上としてください。また、印刷は片面印刷としてください。

イ 副本については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）のうえ、提出してください。

ウ 書類提出後、正副各 1 部を下記港区麻布地区総合支所まちづくり課あて、送信してください。

Mail : minatoll5@city.minato.tokyo.jp

(6) 提案にあたっての注意事項

ア 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

イ 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

ウ 提出書類等の返却はいたしません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。

エ 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

オ 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

カ 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。

キ 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用権を持つものとします。

ク 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。

ケ 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。

コ 【別紙２】標準仕様書は、令和８年度業務委託仕様書をもとに作成した仕様書となります。関係法令を遵守し、事業規模の範囲内において、柔軟かつ効率的で効果的な企画提案を期待します。

サ 上記（４）のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。

シ 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式自由）を提出してください。

（７）その他

ア プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

イ プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

ウ プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。

エ 本業務への参加申込事業者が１者の場合であっても、各審査を実施します。

オ プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。

カ ＦＡＸ等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。

キ 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。

ク 業務委託に要する費用は、令和９年度予算として成立した額の範囲での契約となります。

ケ 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和３９年港区規則第６号）第３９条の２の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。

コ 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

IV. 事業候補者の選考・選定

1 事業候補者の選考

- (1) 事業候補者は、「港区放置自転車対策業務事業候補者選考委員会」において選考します。
- (2) 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者(2～3団体を予定)に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。
- (3) 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。
- (4) 事業候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。
- (5) 事業者として選定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。

2 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

V. 契約締結後の手続き

1 業務の引継ぎ

受注者は、履行期間の開始までに準備業務を行うものとします。公共の場所における安全性を確保するとともに、効果的な放置自転車等対策を円滑に行うため、区や関係機関と受注者による移行準備を実施してください。

2 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です(ただし、同条例第5条に定めるものを除く。)

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

3 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

VI. 問合せ先

〒106-0032

港区六本木五丁目16番45号

港区麻布地区総合支所まちづくり課

電話：03（5114）8815 FAX：03（3585）3276

Mail：minatoll5@city.minato.tokyo.jp